

平成 28 年 7 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ミライト・ホールディングス  
代 表 者 代表取締役社長 鈴木 正俊  
(コード番号：1417 東証第一部)  
問 合 せ 先 取締役総務人事部長 山本 康裕  
(TEL 03-6807-3111)

## 業績連動型株式報酬制度導入の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 24 日付で業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 28 年 6 月 28 日開催の第 6 回定時株主総会に付議し承認されましたが、本日開催の取締役会において、その詳細について決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

なお、本制度の導入に伴い当社が現在保有する自己株式 4,050,696 株(平成 28 年 3 月 31 日現在)のうち 358,100 株(388,896,600 円)を資産管理サービス信託銀行(信託E口)(本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託(以下「本信託」といいます。))へ一括して処分することを同時に決議いたしました。

詳細につきましては、本日付「業績連動型株式報酬制度の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 本信託について

(1) 名 称：株式給付信託

(2) 委 託 者：当社

(3) 受 託 者：みずほ信託銀行株式会社

みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。

(4) 受 益 者：取締役等を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

(5) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定

(6) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)

(7) 本信託契約の締結日：平成 28 年 9 月 30 日

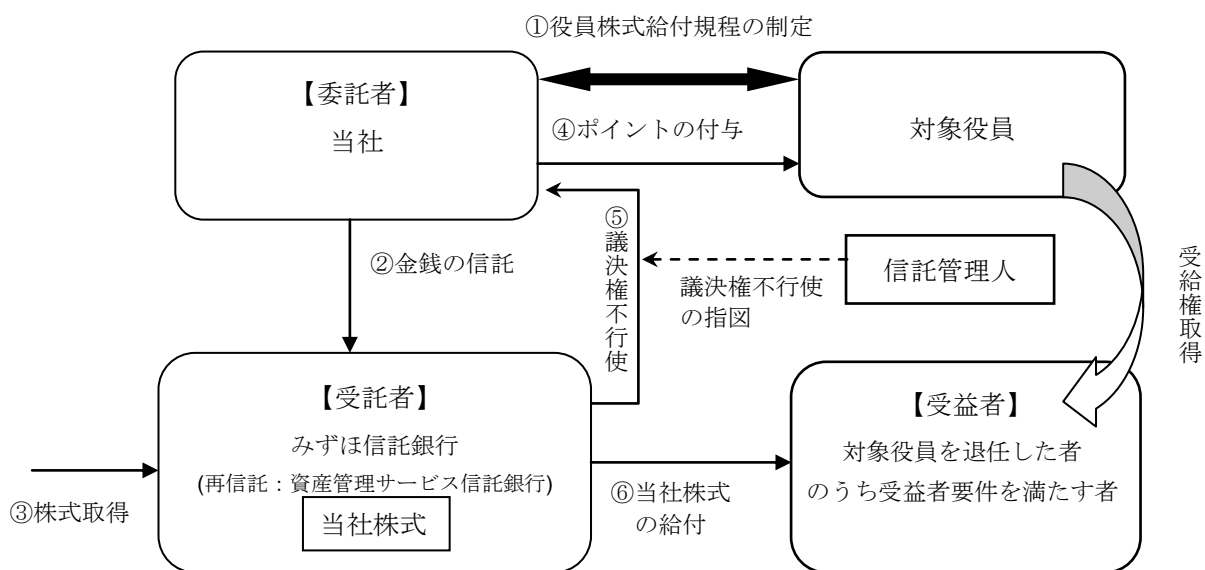
(8) 金銭を信託する日：平成 28 年 9 月 30 日

(9) 信託の期間：平成 28 年 9 月 30 日から信託が終了するまで(特定の終了日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類：当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額：388,896,600 円
- (3) 取得株式数：358,100 株
- (4) 株式の取得方法：当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日：平成 28 年 9 月 30 日

3. 本制度の仕組み



- ① 当社は、平成 28 年 6 月 28 日開催の第 6 回定時株主総会において承認を受けた枠組みの範囲内で「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として、当社株式を、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき対象役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式にかかる議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、対象役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、原則として当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上